同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からエ）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

ア）建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物階数　地上11階建以上。

ウ）建物規模　延べ床面積20,000㎡以上。

ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、20,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

エ）工事種目　空気調和設備。

同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のオ）からク）の要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

オ）建物用途　同種工事１に同じ。

カ）建物階数　地上３階建以上。

キ）建物規模　延べ床面積3,000㎡以上。

ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、3,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ク）工事種目　同種工事１に同じ。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の管工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴１）の認定（６⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴１）の認定を受けていない構成員が６⑴１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴１）の認定又は６⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成26―29年度高松サンポート合同（南館）機械設備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成26年12月４日

警察庁長官官房会計課理事官　宮沢　忠孝

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第906号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　導入計画物品及び数量

電子メール用記録等装置　数量未定

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成27年度以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

⑴　資料等の提供期限　平成27年１月６日17時45分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局通信施設課施設係　前田　尚久　電話03―3581―0141内線6189

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成26年12月４日から平成27年１月６日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : E-mail Recording Equipment, Quantity is undecided

⑶　Type of the procurement : purchase

⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure

⑸　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 45　6 January, 2015

⑹　Contact point for the notice : Naohisa Maeda, Communications Facilities Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6189

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成26年12月４日

会計担当内閣参事官　大塚　幸寛

◎調達機関番号　005　◎所在地番号　13

１　調達内容

①　品目分類番号　14、71、27

②　購入等件名及び数量　ＮＩＳＣ情報分析・共有システムにおける設計・構築等　一式

２　意見の提出方法

①　意見の提出期限　平成26年12月24日12時00分（郵送の場合は必着のこと。）

②　提出先　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１　内閣府大臣官房会計課契約第四係　関口　　豪　電話03―5253―2111　内線82322

３　仕様書案の交付

①　交付期間　平成26年12月４日から平成26年12月24日まで。

②　交付場所　上記２②に同じ。